

# 新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な事業者に対する 固定資産税・法人市民税の猶予制度

## 納税（徴収）の猶予

- 新型コロナウイルス感染症に納税者（ご家族を含む。）が、り患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は、猶予制度がありますので、真庭市役所・税務課にご相談ください。  
（地方税法第15条・真庭市税条例第8条）

### （ケース1）災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

### （ケース2）ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

### （ケース3）事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合

### （ケース4）事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

## 担保は不要

- 原則として担保が必要ですが、新型コロナウイルスの影響による徴収の猶予の申請については、担保は不要とします。

## 猶予が認められると…

- 最長で1年間猶予が認められます。  
（状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。）
- 猶予期間中の延滞金の一部が免除されます。

